

無担保住宅ローン

2024年10月1日現在

商品名	・無担保住宅ローン
お使いみち	・住宅、マンション（新築・中古）の購入 ・新築・リフォーム(増改築・修繕)およびそれに伴う諸費用 ・土地の購入は隣地購入、底地購入を対象 ・他金融機関住宅ローンからの借換（但し無担保のものに限ります） ・空き家解体費用（500万円まで）
ご融資金額	2,000万円以内（1万円単位） ※1,000万円超の場合は団体信用生命保険加入を条件とします。 ※上限金額を1,500万円とするお取扱いは、2026年3月末日申込受付分までとします。
ご利用いただける方	・お申込み時の年齢が満20歳以上70歳未満の方（最終返済日が80歳以下） ・安定継続した収入がある方 ・当金庫所定の取扱基準を満たし、(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業区域内に居住あるいは勤務されている方 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方
ご利用期間	3ヶ月以上 20年以内
保証人	(一社)しんきん保証基金の保証を受けていただきますので、原則、保証人は必要ありません。
担保	担保は必要ありません。
ご返済方法	毎月元利均等返済または元金均等返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内）とし、ボーナス月増額返済も併用できます。 但しボーナス返済の元金はご融資金額の50%以内とします。
ご融資利率	詳しくは「融資金利一覧」をご覧ください。
ご提出していただくもの	・本人確認書類（運転免許証等） ・年収確認書類（源泉徴収票・所得証明書・確定申告書控のいずれか）但し、お申込金額が100万円以下の場合、不要となります。 ・資金用途確認書類（見積書・注文書・請求書等） ・対象となります物件の全部事項証明書 ・借換の場合は返済状況が確認できる書類
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話：0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会(電話：076-221-0242)、福井弁護士会(電話：0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。
手数料・その他	・一部繰上返済、全額繰上返済、条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。 ・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望にそえない場合がございます。ご利用条件・金利等詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。